

# 民事信託出前講座

～空き家は他人事？ 将来、家族に負担をかけないために  
今できることを考えよう～

空き家は、適切に管理がされないと放置による老朽化や倒壊といった問題につながります。さらに、相続などの手続きが済んでいない空き家では、いざ対策する場合に相続問題がネックとなることで悩んでしまうケースも...

## 『民事信託』とは・・・？

⇒自身が元気なうちから財産を家族など信頼できる人に託して、管理・活用・承継を行ってもらえる制度です。



【民事信託イメージ】

「自分に何かがあったとき…」 「実家の家族に何かがあったとき…」  
将来、家族に負担をかけないために、『今できること』ってあるのかな…

そんなお悩みにお答えします！

民事信託を活用した「**わが家**」の**空き家対策**について、  
専門家がわかりやすく説明してくれる講座を出前します

- 講師は、民事信託に詳しい**司法書士**
- 市町村主催イベント、自治会などの集会に講師を派遣
- 対話形式で相談しやすい講座です
- 開催費用は無料です

※予算枠に達し次第、講師の派遣は終了しますので予めご了承ください。  
※講師との日程調整が整わない場合など派遣できないこともあります。

## お申込み方法

- ・山梨県県土整備部住宅対策室へ問い合わせください
- ・ご相談は、原則として希望日の1カ月前までに行ってください

〈講座に関する問い合わせ先〉

山梨県 県土整備部 住宅対策室 住宅対策担当

TEL : 055-223-1731